

【H】 令和4年度「重点種目支援事業」実施要項

1 目的

国体上位入賞者（団体）を本県の『重点種目』と位置付け、重点的な強化を支援することにより、国体常時8位以内入賞の土台をつくとともに、県内の全ての競技団体が切磋琢磨し、効果的な強化活動を生み出す。

2 事業内容

直近の国体において上位入賞（1～3位）した種目の更なる強化をねらい、当該競技団体に対し、『重点種目』に係る遠征・合宿費用の一部を補助する。

3 補助対象者

『重点種目』を有する対象競技団体。

○個人種目：『重点種目』の上位入賞者（1～3位）及び当該種目における県内国体選考会等で2位となった選手並びに監督、コーチ

○団体種目：『重点種目』の上位入賞団体（1～3位）及び上位入賞団体の2番手選手群並びに監督、コーチ

4 補助対象事業

国民体育大会常時8位以内入賞に向けた、練習会や強化合宿等。

5 指定期間

令和4年4月1日から令和5年3月末まで

6 補助額

事務局で精査のうえ、決定する。

7 補助対象経費

謝金、旅費（交通費・宿泊費）、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。

8 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金交付要綱による。

9 留意事項

- （1）該当競技団体が責任を持って主催すること。
- （2）遠征合宿地は目的に十分に達成できる環境を有する場所とすること。
- （3）個人が対象となる場合も、該当選手のみならず、競技団体の競技力を向上させる遠征合宿とすること。
- （4）万が一の場合に備え、緊急時の連絡体制や医療機関の点検等、安全確保に万全を期すこと。また選手の健康上、日程に無理のない計画とすること。
- （5）参加者の派遣依頼は、競技団体の長が行うこと。
- （6）参加者の経済的な負担を極力、軽減すること。
- （7）海外遠征を実施する場合は、事業実施2か月前までに様式17、様式17-1を提出し、事務局と協議すること。
- （8）事業前に必ずスポーツ傷害保険に加入すること。
- （9）申請書を事業開始1ヶ月前に提出すること。
- （10）報告については、領収書の原本並びにスポーツ傷害保険証書（証書写しでも可）を提出すること。
- （11）押印の取扱いについて、様式16「補助金交付申請書」は、「署名又は記名押印」、様式18-4「謝金領収書」、様式18-5「交通費支払調書」は、「署名又は押印」で事務処理し、様式18「補助金実績報告書」は、公印（押印）不要で事務処理すること。